

⑪ 段階確認, 材料確認, 確認・立会

監督職員等が臨場する場合, 確認状況写真の撮影は不要

※ 監督職員等が段階確認等を実施している状況写真の撮影は不要。

※ 遠隔臨場で実施した場合も, 記録と保存は不要。

「遠隔臨場事例集」の作成依頼をうけた場合は, 状況写真の提出を御協力お願いします。



確認状況写真は不要



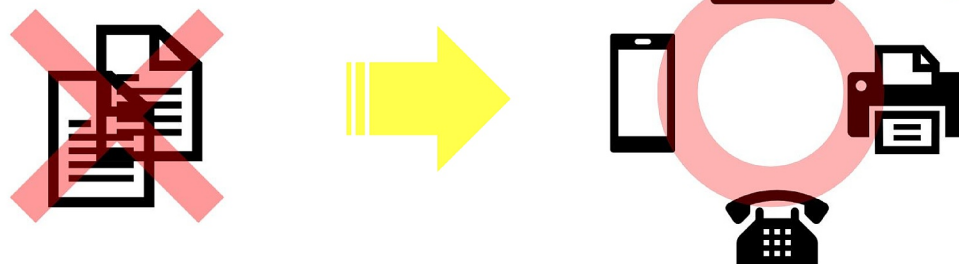
遠隔臨場事例集

鹿児島県 (阿久根市)		地方特定道路整備工事 (橋之浦4-1工区)	
【試行工事概要】 工事 阿久根市橋之浦4-1工区 期 阿久根市橋之浦4-1工区 工事内容 (点検) 橋下工事 実施者 鹿児島県 受注者 阿久根市 株式会社		【試行内容】 試行内容 阿久根市橋之浦4-1工区 実施者 阿久根市 受注者 阿久根市 株式会社 実施内容 橋下工事 実施者 阿久根市 受注者 阿久根市 株式会社	
【試行結果】 試行結果 阿久根市橋之浦4-1工区 実施者 阿久根市 受注者 阿久根市 株式会社 実施内容 橋下工事 実施者 阿久根市 受注者 阿久根市 株式会社		【試行結果】 試行結果 阿久根市橋之浦4-1工区 実施者 阿久根市 受注者 阿久根市 株式会社 実施内容 橋下工事 実施者 阿久根市 受注者 阿久根市 株式会社	

⑫ 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届出は, 口答, FAX, 電子メールなどによる連絡でよい。

※ ただし, 道路上の交通規制を伴う工事については提出を要する。



【土木工事共通仕様書 1-1-1-37 施工時期及び施工時期の変更】 2. 休日または夜間の作業連絡
 受注者は設計図書に施工時間が定められていない場合で, 官公庁の休日または夜間に, 作業を行うにあたっては, 職事前

鹿児島県

※ ただし、現道工事中で交通解放している場合などは、工事現場との分離処置をしっかりとったうえで、受発注者で協議し、現場パトロールの要否を判断する。



受発注者協議



工事現場に入れないよう
バリケードで仕切って
しっかりと休もう！

[illegible]

鹿児島県

※ 工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する場合、毎月報告は不要。

[illegible]

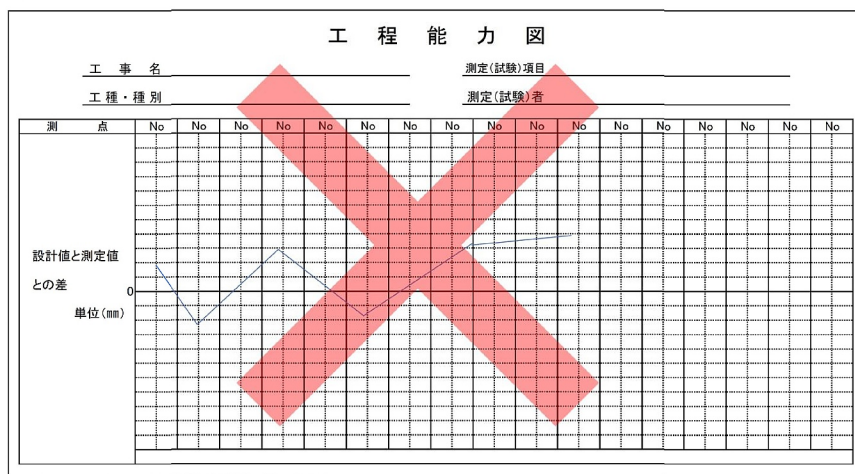
黑板

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

⑮ 工程能力図

出来形管理の測定点が10点未満の工種は、工程能力図は不要

(標準 5)



【土木工事施工管理基準 一般土木編 4 出来形管理】(2) 出来形管理

※「出来形管理成果総括表、測定成果一覧表、工程能力図(測定点10点以上)、度数表(ヒストグラム)」については、出来形管理図表にて代用可能なため提出は不要。(作成は必要。提示を求められることがある)

<測定点が10点未満の場合>

出来形管理図表として整理した資料は作成不要。ただし、「出来形管理総括表、測定成果一覧表、度数表(ヒストグラム)」を施工中は提示、工事完成時に提出

⑯ 工事写真(1)

使用材料写真のJIS製品・協会製品は、規格とマークの写真のみでよい

※ JIS製品や県コンクリート製品協会の合格証紙貼付製品は、製品の形状寸法の写真は不要



撮影箇所一覧表(全体)

区分	撮影箇所	撮影回数(回)	備考
着手前・完成	着手前	1回	写真撮影(1回)
	完成	1回	
施工中	工事開始時	1回	写真撮影(1回)
	工事完了時	1回	
使用材料	使用材料	1回	写真撮影(1回)
	使用材料	1回	
品質管理	品質管理	1回	写真撮影(1回)
	品質管理	1回	
使用材料	使用材料	1回	写真撮影(1回)
	使用材料	1回	
品質管理	品質管理	1回	写真撮影(1回)
	品質管理	1回	



JISマークと規格がわかるように撮影

JISマーク表示品や協会合格証紙貼付製品は、形状寸法の写真撮影・提出は不要



使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 (使用前)	品質証明に添付する
		使用数量 保管状況 品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 (検査時)	